

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

#### 示

飼料の試験の結果の概要

土地改良区の解散

数人が共同して行う土地改良事業の認可

土地改良事業計画の認可(十二件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

## 告 示

### 鳥取県告示第六十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十五年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月 日	試 験 結 果							概 要					備 考					
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性 塩基性 窒素	水溶性 窒素	ペプトン 消化率	D	C	P		T	D	N	ME	その他 の検査
神戸市 昭和産業株式会 社神戸工場	鳥取市古海699番 株式会社ケンパ ン	①マルニ印配合飼料 ニューボイソトアルファ	55.12	18.0	5.0	2.0	5.4	1.01	0.63												
		マルニ印配合飼料 ニューボイソトアルファ2	55.11	16.1	4.0	2.4	5.0	0.86	0.67												
		マルニ印配合飼料 種豚育成用フラッシュ	55.12	15.2	3.2	4.9	5.0	0.77	0.51												
		マルニ印配合飼料 種豚用サイクル	55.11	14.1	3.3	4.3	4.8	0.67	0.52												
		ノーサン印種豚 飼育用配合飼料 フリートS	55.11	15.7	3.8	3.2	4.5	0.79	0.52												
		②ノーサン印子豚育成用 配合飼料 アイスマート	55.11	15.4	3.5	2.7	4.6	0.94	0.58												
		③ノーサン印子豚育成用 配合飼料 スパートG	55.12	16.1	3.6	2.1	4.2	0.76	0.53												
		ノーサン印若令肉用牛育 成用配合飼料 モアヒーファースレット	55.12	15.9	3.2	4.3	6.2	1.19	0.57												
		ノーサン印肉用牛肥育用 配合飼料 ビーフレーションM	55.11	12.9	4.3	3.7	4.9	0.87	0.48												
		ノーサン印子豚人工乳後 期用配合飼料 ハイミルコスレット	55.11	18.9	4.7	1.9	4.9	0.88	0.55												
神戸市 近畿くろあい飼 料株式会社本社 工場	鳥取市秋里下六 反物403 株式会社イナキ	ノーサン印肉用種豚飼育 用配合飼料 クロッシュS	55.11	16.7	4.0	2.4	10.9	3.43	0.59												
		くろあい配合飼料 種豚用ハイフリート	55.11	15.9	3.6	4.3	5.4	0.83	0.63												
鳥取県経済農業 協同組合連合会 鳥取支所	鳥取市五反田町 3番地	くろあい配合飼料 ピグエースB	55.11	17.5	3.9	1.9	4.1	0.65	0.57												
		くろあい配合飼料																			

鳥取県境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	50.0% 魚粉	55.11	18.1	3.4	3.7	5.1	0.79	0.54											
鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	50.0% 魚粉	55.12	18.2	4.6	2.6	11.0	3.35	0.69											
鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	50.0% 魚粉	55.11	17.0	5.2	2.3	11.7	3.70	0.80											
鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	50.0% 魚粉	55.11	12.9	3.6	4.3	4.9	0.76	0.50											
鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	50.0% 魚粉	55.11	19.4	5.9	2.0	4.6	0.80	0.62											
鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	50.0% 魚粉	55.11	13.1	3.4	3.7	5.1	0.79	0.54											

注 1. 飼料の名称の欄中「㊟」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 日置谷土地改良区
- 向国安外三ヶ村土地改良区
- 湖山町沖代土地改良区
- 湖山町上代土地改良区

- 上砂見土地改良区
- 東今在家土地改良区
- 福部村湯山土地改良区
- 鳥取市数津土地改良区
- 左近土地改良区
- 別府下津黒土地改良区
- 大瀬土地改良区
- 福積土地改良区
- 杜村輪王寺堰土地改良区
- 上灘土地改良区
- 倉吉市国分寺土地改良区
- 八橋中央土地改良区

法万土地改良区

久古土地改良区

日光村西成土地改良区

下蚊屋土地改良区

小江尾土地改良区

鳥取県告示第六十三号

東伯郡東伯町大字徳万五五八番地一 三浦剛ほか五十人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(光好地区ほ場整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十四号

佐治村から申請のあつた村営土地改良(河本地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十五号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(猪小路地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十六号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(境地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良（池田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十八号

河原町から申請のあつた町営土地改良（滝谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（畦谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十号

河原町から申請のあつた町営土地改良（小泓地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十一号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（宇治地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(下砂見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福岡(下代)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良(向畑地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

河原町から申請のあつた町営土地改良(前田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十六号

昭和五十五年九月十九日付けで福部村から申請のあつた土地改良(左近地区農地開発)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営深田川地区かんがい排水事業 県営佐治地区一般農道整備事業 県営福塚地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 県営下甲地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十五年三月十日 昭和五十五年三月二十五日 昭和五十四年十一月三十日 昭和五十五年三月二十五日